



## 岐阜県林業就業移住支援金に関するQ&A

[2020年8月21日作成版]

### Q1 東京圏からの移住支援事業との違いは？

→本事業は、全国から県内に移住して林業を就業する方を支援するものであり、林業に就業する場合のみを対象としています。

なお、東京圏からの移住支援事業との差別化を図るため、住民票を移す直前の在住・通勤の実績が、同事業の対象とならないものを本事業の対象としています。

### Q2 移住支援金は定額なのか？

→本移住支援金は、移住に要する一時的な費用負担を軽減するため給付金であることを踏まえ、単身者60万円、世帯100万円の定額として一括支給します。

### Q3 単身者と世帯の区別はどのように行うのか？

→世帯か否かの区別については、原則として住民票の世帯人数により判断します。

### Q4 単身で移住した後、一定期間経過後家族が移住する場合どちらか？

→申請時に単身であれば単身の金額、申請時に家族も含めて移住していれば世帯での申請となります。

### Q5 移住支援金の使途は限定されるか？

→移住に要する平均的な費用を想定して支給額を定めており、使途の限定やその報告は求めています。(東京圏からの移住支援事業と同じ扱いになります)

### Q6 世帯として移住支援金を受給した後、世帯の要件を満たさなくなった場合、世帯との差額を返還する必要があるか？

→返還する必要はありません。ただし、虚偽の申請であることや、就業実態がないことが明らかになった場合は、移住支援金の返還対象となります。

**Q7 移住者が本事業を実施しない市町村に移住した場合、支援対象となるか？**

→本事業を実施していない市町村に移住した者は、本事業の支給対象者とはなりません。このため、移住する前に市町村または県（森林整備課）に確認されることをお勧めします。

**Q8 森のジョブステーションぎふ（森ジョブ）を介さずに森ジョブに求人登録された林業事業体に就業した場合、本事業の対象となるか？**

→森ジョブを介すか否かは問わず支給対象となります。ただし、森ジョブの求人サイトに移住支援金の対象となる林業事業体（対象企業）として掲載された後に応募するものが対象となり、対象企業に就職している必要があります。

**Q9 本事業の支援対象について年齢制限等はないか？**

→本県へのU I Jターンによる林業就業者の増加を目的としており、年齢や性別等に係る制限はありません。

**Q10 移住支援金を受給した者が対象企業を退職し、別の対象企業に就業した場合、返還を行う必要があるか？**

→引き続き、移住先の市町村に居住し、退職時点で森ジョブのサイトに掲載されている別の対象企業へ再就職するものであれば、返還の必要はありません。

**Q11 4年目以降に林業以外に転職した場合、返還を行う必要があるか？**

→4年目以降に林業以外に転職した場合は、返還を行う必要はありません。ただし、移住後、5年以内に移住先市町村から転出する場合は、返還の対象となる可能性があります。

**Q12 林業就業について、対象範囲はどこまでか？**

→林業就業の対象範囲については、日本標準産業分類からみた事業区分のうち、中分類「林業〔02〕」に含まれる範囲（小分類「育林業〔021〕、素材生産業〔022〕、特用林産物生産業（きのこ類の栽培を除く）〔023〕、林業サービス業〔024〕、その他の林業〔029〕」）とします。

以上